さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報 Office report

VOL.18

▶災害多発時代に想うこと …… 弁護士 竹澤 京平

▶法外の世界 …… 弁護士 髙橋 一弥

▶自転車にも「青切符」
〜自転車利用者が知っておきたい新制度と注意点 …… 弁護士 姉﨑 真人

▶令和8年10月のパート・有期雇用ルール改正と
職場の実務対応 …… 弁護士 竹村 一成

▶「無料」の求人広告?――自動更新による高額請求 …… 弁護士 秋場 啓佑

▶裁判で使われる法律について …… 弁護士 横澤 将幸



代表弁護士　竹澤　京平

災害多発時代に想うこと

今年は、春から山火事や地震・台風それに豪雨と災害が続き、特に豪雨災害については千葉県も「令和８年千葉豪雨災害」と命名されるなど、甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところです（その後、台風２５号の襲来により、多大な被害が出ましたが、これも未だに回復していません。）。

古来「災害は忘れた頃にやってくる」と云われて来たのですが、この格言はもはや死語となってしまい「災害は忘れぬ内にやってくる」有様です。

地震を除く災害のほとんどは、温暖化が原因と云われており、人類がその危機を招いていると云っても過言ではないでしょう。

何年も前から識者の間から警鐘を鳴らされていたことを考えると空しい思いがしますが、遅ればせながらＣO2削減に改めて取り組む必要があると思います。

ところで、こうした自然災害が増えていることもあってか、このところ立て続けに隣地の立木が繁茂し枝が越境していて、これが折れたり倒れたりしたら大変なので、なんとかならないかとの相談がありました。

一件は、隣地の所有者は判っているが地元に居らず管理されていないと云う事例だったので、取り敢えず令和３年に改正された民法２３３条に基づいて相手方に切除を催告し、それでも切除に応じなければこちらで切除することが出来ると回答しました（これまでは根は切れるが枝はあくまで相手方に切らせると云うことになっていましたので切除の実現が容易になりました。）。

しかしながら、切除の対象が小枝程度であれば、さほど問題ないとしても枝が幹の一部と云えるほど大きくなっていたりすると問題は大きくなります。こちらで切除するとなると、その費用をどうするのかや、切除した枝の処分をどうするかなど特別な規定がないため、費用等については改めて不法行為による損害賠償請求権（民法７１７条）か不当利得返還請求権（民法７０３条）を行使して、請求することになりますし、切除した枝の所有権は相手方にあると考えると勝手に処分して良いのか問題で（最近ではアウトドアレジャーが盛んだったり、薪ストーブに人気があったりで、薪の需要が高く、ブナやクヌギ、シイなどの木は枝でもそれなりの太さになると価値があったりで、単純にゴミと云う訳にもいかない場合も有るかも知れません。）こうした場合には、事務管理の法理に従うことになるでしょう。

もう１件の事案では、そもそも隣地の土地の所有者が明確でなかったため、場合によっては、民法２３３条３項２号によって、そのまま切除することも出来るかも知れませんが、費用請求を求めるには相手方を確定させる必要があるところから、登記簿謄本を取るなどして調査したところ、地目が墓地となっており表題部の所有者欄に所有者として表示されている者をたよりに戸籍関係を調査したところ、二代の家督相続を経て、相続人が複数いることが判明しました。

しかしながらこの墓地は少なくとも相談者の知る限りでは、最近使用され管理されてきた形跡もないとのことでしたが、前の例と同じように、まずは相続人に対して枝等の切除を求め、それに応じなければ、こちらで切除して、その費用等を請求することになると回答しましたが、こちらの場合はそもそも相続人の人達も自分達が土地を相続しているとの意識もないと思われますから、当人はさぞ驚くことでしょう。

ただ、いずれの件も相手方が直に応じてくれれば良いのですが、そうでないと枝の切除までは出来ても費用請求や損害賠償など法的手続が必要となりかなりの費用と手間暇を要することから、相談者が実行に踏み切れない一因となっています。

こうした事態は、人口が流出し過疎化が進み、コミュニティが成り立たず、本来関係者同士の話し合いで解決していたのに、これが機能しなくなってきているだけでなく、そもそも土地等の管理意識が薄くなっていることにも起因していると思います。

同じことは、隣地関係だけでなく、耕作放棄地の問題や、害獣（イノシシ・ハクビシン・キョン・アナグマなど、幸い千葉県には話題のクマは居ないのですが）対策など共通の問題を含んでいるように思います。

前回取り上げた相続登記の義務化などは確かに解決の一助となると思いますが、十分ではなく、今回の隣地の枝の切除についての民法２３３条の改正についても前述のように切除すれば全てが解決出来ると云うものではなく、使い勝手が必ずしも良いとは云えず、問題を残しているように思います。

災害が増加する中、土地の所有権放棄の問題などを含めて、公が関与しての大胆かつフレキシブルな解決が望まれます。

弁護士　髙橋　一弥

法外の世界

Ｈさんから聞いた話。

4月にしては暑い昼過ぎのことであった。駅に向かって歩いていると、交差点のはす向かいにあるマンションの前で、老人（Ａさん）が崩れ落ちるように倒れ、中年の男性（Ｂさん）が駆け寄るのが目に入った。２人ともなかなか起き上がれないでいるので、信号が変わるのを待って手伝いに入ると、そばを通りかかった若い人が救急車を呼びましょうかと声をかけてくれたのでお願いした。なんとか助け起こすと、初対面のＡさんは自分よりも上背があり、８０歳ころと見えた。チェックの長袖シャツに小さなリュックを背負い、なぜか顔とシャツは汗でびっしょりであった。両腕を抱えて起こしたが、足はよろけるし、椅子に座らせようとしても言うことをきかない。大丈夫か、家はどこかと声をかけても一言も発しないし、目はふわふわ泳いでいる。おぼつかない足取りで目の前のマンションのエントランスに向かう体を支えてやると、暗証番号を押してオートロックを解除したので、ここの住人だと判った。入口の管理人室は土曜日のせいか不在であった。住人の姿もない。涼しいロビーのソファに座らせようとしたがやはり応じない。無言のまま余計なお世話だとばかりに腕を払いつつロビーを一周した後、エレベーターに向かう。一緒に乗ると１０階のボタンを押した。降りるときに出会った中学生くらいの男の子にこのお爺さんはこの階の住人かと聞くと、角部屋に夫婦で暮らしているとのこと。Ａさんがふらふらしながら玄関の前に立ったので、代わりにインターホンを押したが返事がない。するとＡさんはズボンのポケットから鍵を取り出してドアを開け、中に入っていった。このまま一人で帰宅させては危ないと思い、躊躇なく一緒に室内に入り、Ｂさんには駅前の交番に警察官を呼びに行ってもらった。マンションに入ったので救急車の手配は結局されなかったようであった。

無人の室内は驚くほど整頓されていた。Ａさんはリュックを下ろすと、自室らしき部屋のベッドに横になった。このままおとなしくなるかと布団を掛けようとしたら起き上がり、靴下を脱ごうとするので手伝った。前ボタンを外し汗だくの長袖シャツを脱ぐのにも手を貸した。それからズボンと股引も脱がしてやった。亡くなった親父にもしてやったことがなかったのに。下着姿になったＡさんはベッドに横になったかと思うやまたもや起き出し、リビングの椅子に座わり、リュックのペットボトルの水を飲みながらテレビを観はじめた。僅かな移動でも相変わらずふらつくし、奥さんはいつ帰ってくる

のかと聞いても一向に反応はない。

そうこうしていると、Ｂさんが若い警察官を連れて戻ってきた。道すがら事情を聞いたらしく、警察官は家族がいつ帰るのかなどといろいろ尋ねたが、Ａさんは自失状態である。Ｂさんと手持ち無沙汰にしていると、ここは任せてくださいと警察官から言われたので、これ幸いと退出し、お疲れ様でしたと交わしてマンションの前で別れた。互いに名乗りはしなかった。警察官からも尋ねられなかった。

Ａさんは脳血管障害と認知症のいずれかあるいは両方であったのかもしれない。

仕事柄、何でも法律を基準とするのが習いとなっている身には、人助けとは言えＨさんのように誰もいない他人の家にまで上がり込んで世話ができただろうかとなるとなかなかハードルが高い。後で何か面倒なことに巻き込まれはしないかと思考が先細るのである。対して、放ってはおけないという気持ちから自然に身体が動いただけと言うＨさん。惻隠の情と言うのだろう。善の心である。とは言え、Ｈさん自身、見も知らぬ家に上がり込み、一言も発しない老人相手にハイハイ脱ぎたいんですねなどと言って服を脱がせている自分の声ばかりが響くとき、これは白昼夢かと思ったという。その場を想像するのも可笑しいが、この法外の世界におけるＨさんの活躍とおそらく本人が感じたであろういくばくかの充足感は、聞いただけでもどこか懐かしく、心が温まる。

古来、為政者は善の心に信を措かず、法で統治しようとしてきた。法に縛られた杓子定規は窮屈すぎる。もっとも、近頃は法の支配も揺らぎ、正義が勝つという看板が落ちかかっている。その先にあるのは善の世界ではない。法のない善の世界に住みたいというのは夢でしかないのであろう。



弁護士　姉﨑　真人

自転車にも「青切符」
～自転車利用者が知っておきたい新制度と注意点

前回の事務所報で、令和８年道路交通法改正が取り上げられました。

この点、当該改正の一環として導入された自転車の交通違反に関する反則金制度（いわゆる青切符制度）については、日常生活に密着する法律問題であり、多くの人が関わりうる内容となります。

そこで、かかる制度について、もう少し踏み込んでご紹介させていただきます。

1　青切符制度について

Ａさん　まずは青切符制度の概要を教えて下さい。

弁護士　青切符とは、正式には「交通反則通告書」と呼ばれるものです。

新たに対象となるのは、16歳以上の自転車運転者です。

問題とされる行為は、一時不停止や通行区分違反など、比較的軽微な交通違反となります。

Ａさん　どのような場面で使われるものですか?

弁護士　例えば、警察官が、自転車による軽微な交通違反を確認したとします。

警察官は、違反者に、青切符を交付します。

青切符を交付された場合、所定の期間内に「反則金」を納付すれば、刑事罰（刑務所に行く拘禁刑や、国にお金を納める罰金などです）を免れます。

Ａさん　軽微な自転車の交通違反なのに、刑事罰の対象となる場合があるのですか??

弁護士　自転車も道路交通法上の「車両」であり、「車両」には同法で刑事罰が定められています。

例えば、信号無視は、３ヶ月以下の拘禁刑か、５万円以下の罰金です。

Ａさん　自転車の運転で刑事罰になるなんて思ったことがありませんでした・・

弁護士　従前、自転車が道路交通法に違反した場合、①口頭注意か、悪質な場合は②刑事罰が課せられていました。

しかしながら、刑事罰は「前科」にあたります。

比較的軽微な交通違反で「前科」がつくのは重すぎるとして、従前、交通違反の殆どが①口頭注意とされていましたが、自転車による事故が増加していることから、より実効性のある対策が必要と判断されました。

そこで、今後は自転車による交通違反について広く②刑事罰の対象として扱ったうえで、軽微な交通違反については③反則金を払ったら刑事罰（前科）を免れる、そのような制度に変更されたということになります。

2　対象となる交通違反について

Ａさん　具体的に、どのような行為が問題となりますか。

弁護士　前述した信号無視のほか、携帯電話を使用しながらの運転（いわゆる「ながら運転」）や、指定場所一時不停止があります。

その他にも、右側通行や歩道走行などの通行区分違反、自転車の制動装置（ブレーキ）に関する違反（ブレーキが故障しているのに運転している場合など）、無灯火などが問題となります。

Ａさん　もし違反をしたら、幾らを支払うことになりますか。

弁護士　反則金の額は違反の種類によって異なります。

例えば、携帯電話のながら運転は１万２０００円で、指定場所一時不停止は５０００円です。

自転車の場合は、１万２０００円から３０００円の間で設定されています。

Ａさん　一時停止違反なんて、不注意で思わず、という場合がありますよね。

常に青切符を切られるのですか?

弁護士　違反をしたら必ず青切符を切られる、というわけではありません。

警察庁は、制度導入後も基本的には指導警告を行い、事故につながるような「悪質・危険な違反」を取締りの対象とすると説明しています（＊）。

例えば、単に歩道を走行したというだけで直ちに青切符となるのではなく、自転車の速度や混雑の程度など具体的な状況を踏まえて取締りの必要性が判断されます。

＊「自転車交通安全−取締りについて」（警察庁の青切符説明サイト）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/control.html

3　自転車利用者にとって注意すべきこと

Ａさん　自転車を利用する場合に、どのような点に注意する必要がありますか。

弁護士　今回の制度について、最も注意したいのは、「今まで何となくやっていた運転」が、実は法律上に違反している可能性があるということです。

Ａさん　どのような運転が問題になるのでしょうか。

弁護士　まず、当たり前のことですが、信号を守ることです。



自動車と同様に、自転車も信号に従う必要があります。

Ａさん　自動車が遠くにいることを確認して、パッと赤信号を渡ってしまう、その様な行為は許されないということですね。

弁護士　はい。自動車なら赤信号無視はありえないと思いますが、自転車も同様ということです。

次に、一時停止の標識では、自転車も一時停止することが必要です。自動車が近くにいないから止まらなくてもよい、という考え方は危険です。

Ａさん　これも言われれば当然のことですね。

弁護士　そして、道路の右側を走らないことも重要です。

自転車は原則として車道の左側端を通行しなくてはなりません。

「道路の状況によっては右側を走ってもよい」というルールはありません。

Ａさん　これは厳密に遵守していた人が少なかったのではないでしょうか。

弁護士　近年問題となっているのが、携帯の「ながら運転」です。

スマートフォンの画面を見ながらの走行は、

自分自身だけでなく歩行者や他の自転車を巻き込む重大事故につながる危険がありますので、特に注意が必要です。

4　その他の問題について

Aさん　その他に注意すべき問題はありますか?

弁護士　例えば、**酒酔い運転や妨害運転（悪質な蛇行運転のように他の車両の走行を妨げる運転です）などの重大な違反は、青切符の対象ではなく、刑事罰の対象となります。**



Aさん　私は車の免許を持っています。

自転車で青切符を切られたら、免許の点数も加算されますか?

弁護士　原則として、自転車の交通違反について自動車運転免許の点数が加算されることはないとされています。

ただし、自転車で重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い運転など特に悪質・危険な違反をした場合には、道路交通上の危険性を理由として、例外的に、点数の加算による運転免許の停止等が問題となる場合があります。



したがって、**「免許の点数が付かないから大丈夫」という理解は避けるべき**です。

Aさん　違反したその場でお金を取られることはありますか?

弁護士　**警察官がその場で反則金を徴収することはありません。**

警察官をかたり、取締りと称して自転車の運転者にお金を支払うように求めるなど、青切符を悪用した詐欺事案が確認されています。

不審に感じた場合には、110番通報をするなどして警察に相談して下さい。

5　最後に

自転車は、免許が不要で、比較的手軽に利用できる乗り物です。しかし、道路交通法上は「車両」の一種であり、運転者には相応の注意義務があります。

青切符制度については、単に厳罰化されたものではなく、これまで存在していた交通ルールの違反について、実効性のある手続が整備されたものと理解すべきです。

自転車も車両である、この基本を意識して、安全な運転を心掛けて下さい。

弁護士　竹村　一成

令和８年 10 月のパート・有期雇用ルール改正と職場の実務対応

～待遇差の理由を説明できる制度へ～

令和８年10月１日に、パートタイム・有期雇用労働法の施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン、雇用管理指針が改正されました。企業が取り組むべきことは、労働条件通知書の更新と待遇差を具体的に説明できる制度・運用の点検です。

第１ 今回の改正で変わること

同じ会社の正社員とパート・有期雇用労働者の間で、不合理な待遇差を設けてはならないという原則は、今までと変わりません。

今回の改正は、これまでの裁判例等を踏まえて判断基準を具体化し、働き手が説明を求めやすくする仕組みを整えるものです。契約社員や定年後の有期再雇用者も対象となります。

改　正　の　柱	主な変更（・）と対応（→）
施　行　規　則	・説明を求められる旨の明示を追加 →労働条件通知書や雇用契約書を更新
賃金ガイドライン	・賞与･退職手当･家族手当･休暇等の判断を具体化 →待遇項目ごとに支給目的と実態を点検
雇用管理指針	・資料を使った説明、公正な評価、意見反映を充実 →説明資料と評価･面談の運用を整備

第２ 待遇相違の内容・理由等の説明を求められることの明示が必要に！

１　これまで、労働条件明示事項として、雇入れ時等には、「昇給・退職手当・賞与の有無、相談窓口」を示すことが必要でした。

今回、新たに、既存の労働条件明示事項に加えて、明示事項に正社員との待遇の違いの内容・理由等について、会社に説明を求められることが追加されます。令和8年10月１日以降の新規雇入れだけでなく、労働契約の更新時も対象となります。

そのため、例えば、労働条件通知書等において、「正社員との待遇の相違の内容及び理由等について、説明を求めることができます」等と記載することが求められることになります。

２　また、本人から雇用主に対して待遇の相違等につき説明を求められた場合、その説明の義務がある

ことは、以前から有期雇用労働法14条２項で定められていました。

今回、改正指針において、この説明の方法が示されました。具体的には、①資料を使って口頭で説明する、あるいは、②必要事項を全て記載した分かりやすい資料を交付する等の方法が示されました。さらに、改正指針においては、労働者に対して、口頭の説明に使った資料の交付が「望ましい」とされています。個人情報等のため交付が難しければ、事後に労働者から求めがあったときは、当該資料を閲覧させる等の工夫をするように努めるものとすることとされています。

第３ 待遇差は項目ごとに実態から判断

待遇差に関する説明は、「正社員だから」「将来の役割が違うから」といった抽象的な説明だけでは足りません。基本給、賞与、各手当を分け、それぞれの目的と、仕事・責任、異動の範囲、能力・経験等の実態を照らし合わせた判断が必要となります。正社員人材の確保・定着という目的があっても、それだけで待遇差が合理的であると言えるわけではありません。今回のガイドラインでは、このような、いわゆる「正社員人材確保論」のみをもって、待遇差が不合理ではないと当然に認められるものではない旨を明確化するという点が加えられています。

第４ 手当や休暇の具体例を押さえる

改正ガイドラインでは、次のように考え方が追加・充実されました。全ての待遇を一律に同額にするという意味ではありません。各項目の目的に関係する事情を検討します。

待遇項目	改正後の主な考え方
賞与・退職手当	賞与・退職金の目的は、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡ある支給をしない場合、不合理と認められる可能性があります。一律不支給を点検します。
家族手当・無事故手当	・家族手当は、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者人には、正社員と同一の家族手当の支給が必要です。 ・無事故手当は、正社員と業務内容が同一であれば、同一の支給が必要です。
住宅手当	住居手当が、「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う異動があるパートタイム・有期雇用労働者人には、正社員と同一の住居手当の支給が必要です。転勤条項だけでなく、実際の運用も確認します。
病気休職・休暇	正社員に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の給与保障が必要となります。
夏季冬季休暇・褒賞	・夏季冬季休暇は同一付与が必要です。 ・褒賞が、「一定の期間勤続した労働者に付与するもの」の場合、正社員と同一付与が必要です。
福利厚生施設	利用できるかだけでなく、料金や割引率等の利用条件にも、不合理と認められる待遇差を設けてはいけません。

第5 評価と従業員の声を制度に反映する

1　雇用管理指針では、パートタイム・有期雇用労働者の賃金を決定するに際しては、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価し、昇給等に反映することが望ましいとされました。共通する仕事には共通の評価項目を設ける方法が考えられます。例えば、販売業務なら、接客に加え、クレーム対応やシフト管理の責任を比較します。ただし、肩書や手当の名称を変えるだけで待遇差が正当化されるわけではありません。

2　パートタイム・有期雇用労働者の就業規則を作成・変更する際、その過半数代表者の意見を聴くことは従来からの努力義務です。

　今回、代表者は原則として管理監督者以外から、選出目的を明らかにした投票・挙手等で選び、会社が指名しないことが明確化されました。

　正当な代表活動を理由とする不利益取扱いを避け、意見を集めるための場所や機器等に配慮します。

3　正社員への転換では、面談やメール等で本人の意向を確認して配慮することが求められます。制度や転換実績等の明示に努め、定期的な公表が望ましいとされました。

第6 改正を機に進めたい点検の順序や今後の在り方

通知書等を更新→待遇差を一覧化→理由を検証→改善と説明

労働条件通知書等を見直し、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間での賃金・手当・休暇等の違いとその根拠等を整理します。待遇差が十分に説明できない項目については、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を検討します。

ガイドラインは、正社員側の条件を引き下げずに改善することを求めており、正社員側の労働条件引き下げ（不利益変更）には労働契約法の制約もありますので、注意が必要です。

労働条件通知書等に一文を追加して終えるのではなく、今回の改正を機に、パートタイム・有期雇用労働者の現状を検討し、労働者からの意見聴取、改善・説明等を継続して行っていくことが大切です。



弁護士　秋場　啓佑

「無料」の求人広告？――自動更新による高額請求

「無料で求人広告を掲載しませんか」。

人手不足に悩む事業者にとって、この誘い文句は非常に魅力的に聞こえるのではないでしょうか。

出しても応募は来ないかもしれないけれど、まあ、無料なら。そう考えてしまうかも知れません。

ところが昨今、無料と説明されて求人広告の掲載を申し込んだところ、後日、有料契約に自動更新されたとして、高額な掲載料を請求される、というトラブルが全国で発生しています。

今回は、皆様への注意喚起を兼ねて、無料求人広告商法についてご説明します。

1　典型的な手口

典型的な手口は、電話では無料であることを強調し、ＦＡＸなどで送る申込書の目立たない箇所に、無料期間終了後の有料化や自動更新の条件を記載するというものです。担当者は無料掲載の申込みだと考えて署名・返送しますが、無料期間が過ぎると請求書が届きます。「無料と聞いていた」と抗議しても、業者は「申込書に記載されています」「期限までに解約の連絡がありませんでした」と主張します。

2　契約の効力

こうした不当な契約から消費者を守る法律として、消費者契約法があります。しかし、求人広告の申込みは通常、事業のためにする契約です。法人はもちろん、個人事業主であっても、事業のために締結した契約には消費者契約法は適用されません。

では、申込書に署名してしまったら、必ず支払わなければならないのでしょうか。

その答えは、そうとは限らない、です。

署名のある書面は、もちろん重要な証拠ですが、それだけで結論は決まりません。

電話でどのような説明を受けたか、有料化後の料金や解約期限がどこに、どの程度分かりやすく記載されていたか、解約期限が迫ってきたときに連絡があったか、などの事情も大切な意味をもってきます。事情によっては、民法上の詐欺や錯誤による取消し、公序良俗違反による無効などを主張できる可能性があります。

とはいえ、上記のような手口の場合に、当然に支払義務を免れる方法がある、というわけではありませんので、そこは注意が必要です。

3　被害に遭わないようにするには

被害を予防するためには、「無料」という言葉だけで判断せず、無料期間、終了後の料金、更新の条件、解約期限と方法を申込み前に確認することが大切です。

有料で利用する意思がない場合は、申し込みは避けるべきです。

なお私の経験上は、こうした商法をとる業者は、一応求人広告を作成はしますが、その内容

は他の求人サイトに掲載されているものの丸写しであったり、「(地域名)、求人」などで検索しても求人サイトそのものが検索結果上位に表示されないなど、金額に見合っていないものばかりです。

また皆様が気を付けていても、従業員の方が申し込みをしてしまう、という事態もあり得ます。従業員の方にも、一度、注意喚起をすることが有効です。

4　もし請求を受けてしまったら

もし請求を受けてしまったら、まずは落ち着いて深呼吸をしましょう。

そして慌ててお金を支払わないでください。もし支払ってしまうと、これを回収することはかなり大変です。支払うとしても、専門家に相談してからでも遅くはありません。

また、慌てて業者に連絡する、というのも、一旦待ってください。あちらはこちらの発言を録音している、と思った方がよいです。そこで不用意な発言や、うかつな約束（たとえば、分割払いの約束など）をしてしまうと、紛争の長期化に繋がりかねません。もし連絡するとしても、専門家の助言を得てからが望ましいです。

申込書、利用規約、請求書、メール、ＦＡＸの送受信記録などを保存しましょう。可能であれば、電話を受けた日時、担当者の名前、説明内容も、記憶が鮮明なうちに書き留めてください。

「無料であることを確認した」「有料では利用しないと伝えた」といった具体的なやり取りが重要になります。

そのうえで、なるべくお早目に、弁護士へ相談してください。

またこうした業者が、訴訟等を起こすこともあります。公開されている裁判例の中にも、業者が広告掲載料を求めて訴訟提起した事案があります（但し、その業者は敗訴していますが。）。もし、裁判所から訴状や支払督促が届いた場合には、放置せず、速やかに対応する必要がありますので、ご注意ください。

5　最後に

人手不足への対応に追われる昨今では、求人に関する営業電話への警戒が薄れがちになってしまうかも知れません。

無料の案内であっても、申込書を返送する前に一度立ち止まってください。

すでに請求を受けている場合も、「署名したから仕方がない」と諦めず、まずは弁護士にご相談ください。

弁護士　横澤　将幸

裁判で使われる法律について

1　はじめに

早いもので、今年の１０月で弁護士になって半年が経ちました。この半年の間に、交通事故や不動産関係をはじめ、様々な分野の事件を経験しました。そして、近時の全国的な傾向なのか、成田空港を擁する千葉県ならではなのか、事件の関係者として非常に多岐にわたる国籍の方々と接する機会がありました。

ところで、日本の裁判所で裁判をする場合であっても、必ずしも日本の法律が使われるとは限らず、外国の法律を使って裁判をすることもあることはご存知でしょうか。実は、事件の関係者の国籍や住所、目的物の所在地等に応じて、裁判でいずれの国の法律を使うかが変わってきます(裁判で使われる国の法律を「準拠法」といいます)。このような、準拠法についてのルールを定めているのが、「国際私法」と呼ばれる分野の法律であり、日本では「法の適用に関する通則法」という法律が主な国際私法です。

私は司法試験の選択科目を国際私法で受験しましたが、今でも海外の関係者や目的物が登場する事件では、「この事件は日本の法律で裁判ができないのではないか！？」、「そもそも日本の裁判所で裁判ができるのか！？」と一瞬不安になるものです。その中で裁判例を調べている際に、事務所のお隣の千葉地裁で下された興味深い判決を見つけたので、紹介します。

2　事案の概要（千葉地判令和6年7月19日）

夫婦であるＸとＹ(いずれも日本国籍)は、子らとともにシンガポールに住んでいましたが、ＸはＹとの離婚を求め、シンガポールの裁判所に訴訟を提起しました。シンガポールの裁判所は、離婚を認めて婚姻費用(に類似するもの)の支払いを命ずる判決を下したため、Ｘはさらに、この判決に基づく日本での強制執行の許可を求めて千葉地裁に訴訟を提起しました。これに対してＹは、シンガポールの裁判所が認容した、婚姻費用の支払請求権は時効によって消滅していると反論しました。

3　判決の内容

判決後の消滅時効のような、「外国判決の内容及び範囲等については、…判決国法によって規律されるものと解するのが相当である」。本件では、婚姻費用について「シンガポールの裁判所がシンガポール法に基づいてその支払を命じたものであること」等から、消滅時効についてもシンガポール法によって判断することが相当である。

4　解説

深入りはしませんが、国際私法はある一定の範囲の法律関係ごとに準拠法を定めており、準拠法を確定するためには、問題となっている主張がいずれの法律関係に該当するのか検討するとい

う作業が必要となります。

そして、消滅時効の準拠法については法律に明文の規定が存在しないことから、学説では、消滅が問題となっている債権の準拠法がそのまま消滅時効の準拠法になるという考え方が通説でした(私もそう教わりました)。

もっともこの判決では、既に外国の裁判所で判決がされている権利の、判決後における消滅時効については、消滅時効そのものの問題というよりも、その判決の内容や範囲に関する問題であるから、判決をした国の法律が準拠法となると判断したのです(本裁判例の場合、消滅が問題となっている婚姻費用債権の準拠法も判決国法もシンガポール法ですが、仮に債権の準拠法が他の国の法律であっても、消滅時効の準拠法はシンガポール法ということになります)。

この判示によると、いちど外国裁判所で判断された請求権の判決後における存否に関する法律関係は、その判決の内容及び範囲の問題として、すべて判決国の法律が準拠法となるというように理解できます。

そうすると本裁判例には、外国裁判所で判決された権利について、判決後の時効援用や相殺、取消・無効などといった(実体法上の)法律関係の準拠法が簡明になるという意義があると考えることができます。

5　おわりに

以上のとおり少し難しい議論もありますが、グローバル化が進む現代では、国際私法の役割は従来にもまして大きくなっていると考えられます。

他方で、国際私法はまだまだ判例・通説が固まっておらず、華々しい議論が日進月歩で繰り広げられている分野でもあります(実は、上記判決についてももっと語りたいことはありましたが、紙幅の都合上割愛しました)。

まさにそこが面白いと同時に、今後とも研鑽を忘れないようにしたいところです。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務（歯科）

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

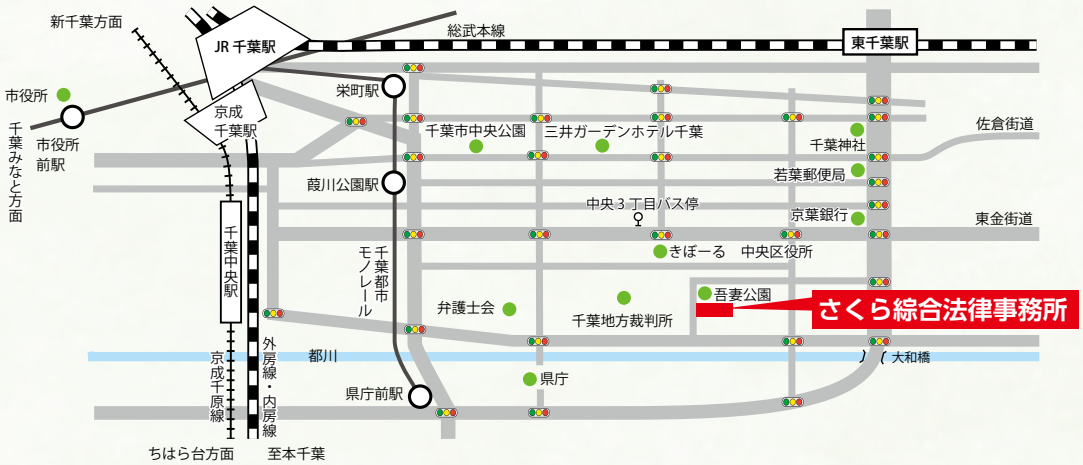
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはご相談ください。



●京成千葉線「千葉中央駅東口」またはＪＲ線「本千葉駅東口」より徒歩 13 分
●JR 線「千葉駅東口」より ▶大学病院／南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場／成東行 ▶矢作経由蘇我駅東口行 のいずれかのバスで「中央３丁目」バス停を下車、徒歩約５分

弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒 260-0013　千葉市中央区中央 4 丁目 10 番 16 号 CI-22 ビル 7 階
TEL.043-225-7080　FAX.043-227-7513
https://sakurasogo-lawoffice.com
https://sakurasogo-s.com（相続・信託サイト）